○国土交通省告示第四百七十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十九日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高辻川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷

鹿児島県大島郡大和村大字湯湾釜字高辻

一五七番一から一五七番三まで

一五八番一及び一五八番二

一五九番から一六一番まで

一六二番一

一六三番

一六四番一及び一六四番二

一六五番

一七三番一及び一七三番二

一七四番一及び一七四番二

一七六番一

一七八番一

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

脇之戸川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

鹿児島県奄美市住用町大字城

字脇ノト　九三番一

字池平　一一七五番から一一八一番まで

一二四〇番及び一二四一番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県奄美市住用町大字城

字脇ノト　九三番一　一号

九三番二　二号

九三番三　三号

九三番一　四号

字池平　一二四九番乙　五号及び六号

一二六八番一　七号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

神屋川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一号と六号を結んだ線から標柱七号と八号を結んだ線までの区間の神屋川の中心線から右岸五メートル左岸十メートルまでの土地の区域

鹿児島県奄美市住用町大字神屋

字神屋上野　三〇八番一　一号

三〇五番イ　二号及び三号

三〇九番一　四号

三〇九番二　五号

字神屋　一七番一　六号

二八番　八号

字小俣　三〇二番一　七号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山間小川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県奄美市住用町大字山間字蔓勝

八一八番　一号

八一九番　二号

八二〇番　三号から六号まで

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

与蓋川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地（昭和五十四年建設省告示第千六号で指定した同号三に掲げる土地の区域及び平成二十年国土交通省告示第七百三十三号で指定した同号十五に掲げる土地の区域を除く。）

鹿児島県奄美市名瀬

大字浦上字ヤン川　五九八番一

六〇二番一

六〇四番

六〇八番

大字大熊字高田　八五二番八から八五二番一〇まで

○国土交通省告示第四百七十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十九日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鷲尾沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県上野原市秋山字鷲尾沢

一一九四一番　一号

一一九四〇番　二号

一一九三二番　三号

一一九三〇番一　四号及び五号

一一九二八番　六号及び七号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大畑沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県上野原市桐原字桃木

五三五五番一　一号

五三七二番　二号

五三五一番　三号

五三四七番　四号

五三〇七番　五号

五三〇四番　六号

五三〇一番　七号

五二九一番一　八号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西の沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十五年建設省告示第千二十三号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

山梨県大月市初狩町中初狩

字門和田　二一四二番五　一号

二一五三番一　二号

字立川原東　二二一六番　三号

二二二一番一　四号及び五号

二二二五番一　六号

二二三一番一　七号

○国土交通省告示第四百七十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十九日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

神戸沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県上野原市桐原

字北馬場　二四九七番　一号

二四九四番一　二号

字花見登　二二一六番　三号

字北馬場　二四八四番　四号

二四八一番　五号

二四六一番　六号

二四五〇四番　七号

二五〇七番　八号

二四九九番　九号

二四九八番　十号及び十一号

二五三一番地先道路敷　十二号

二四九四番　十三号及び十四号

二五四二番地先道路敷　十五号及び十六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

漆川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号から六号までを結んだ線に囲まれた土地の区域（明治三十四年内務省告示第四十六号で指定した土地の区域を除く。）

山梨県南アルプス市平岡字坂額　三一七一番　一号から四号まで

二九九四番一　五号及び六号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

天平沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県北都留郡丹波山村　字ぬく以登　三六六二番三　一号